

再福  
生。島

# 被災地の復興・再生に向けた 環境省の取組

2023年8月28日

環境省

# 帰還困難区域における取組（除染・家屋解体等）

○**特定復興再生拠点区域**において、除染や家屋等の解体を実施。

避難指示解除	葛尾村	2022年6月12日
	大熊町	6月30日
	双葉町	8月30日
	浪江町	2023年3月31日
	富岡町	4月 1日
	飯舘村	5月 1日

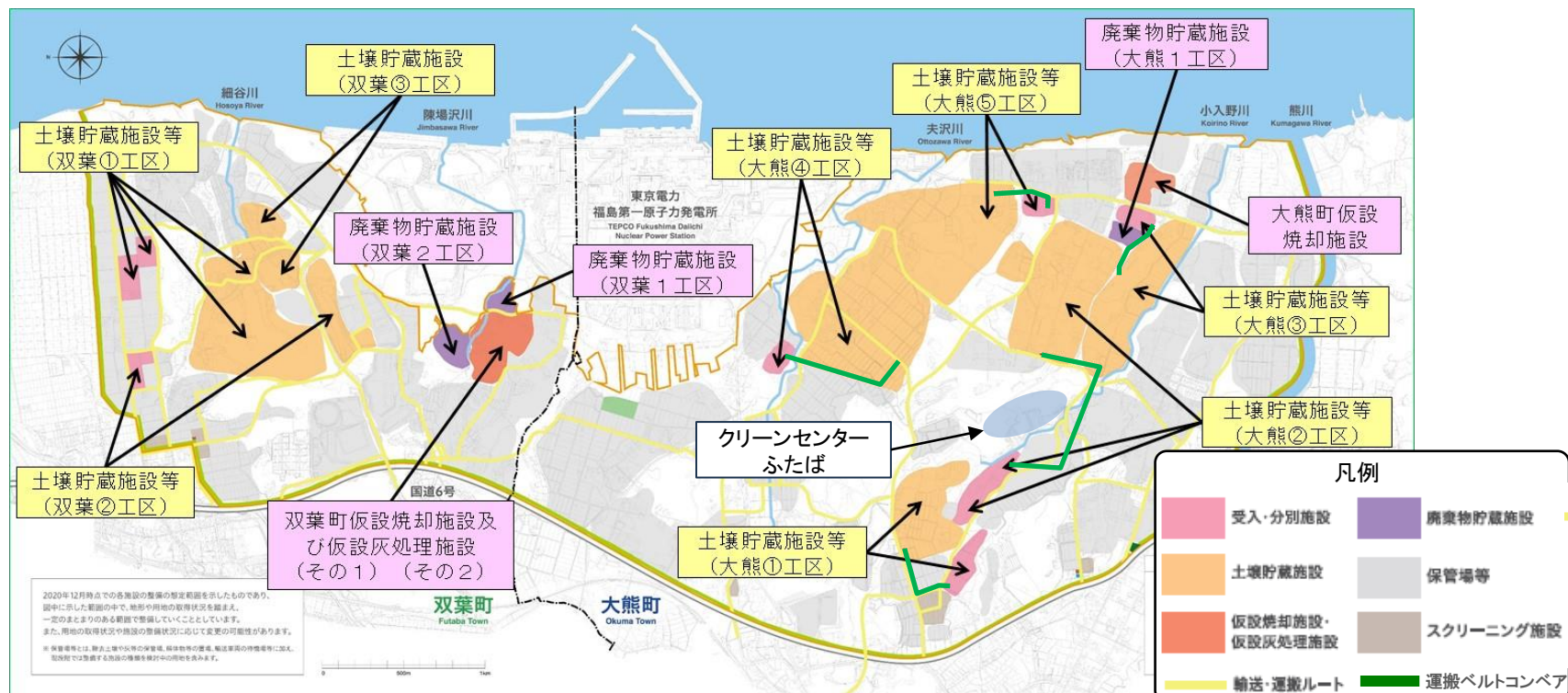
○引き続き、特定復興再生拠点区域における家屋等の解体、**フォローアップ除染等**を実施。

○**特定帰還居住区域**についても、今後区域が設定された後、**除染や家屋等の解体**を実施。

○先行除染対象とされている**大熊町、双葉町の一部**の地域においては、**本年度内の早期着手に向けて準備**。



- 中間貯蔵施設とは、福島県内の除染により発生した除去土壌や廃棄物、10万Bq/kgを超える焼却灰等について、中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分までの間、安全かつ集中的に管理・保管するための施設。
- 中間貯蔵施設区域は約1,600ha(渋谷区とほぼ同じ面積)。大変重いご決断で大熊町・双葉町に受け入れを容認いただいた。引き続き、安全第一を旨として、中間貯蔵施設事業に取り組む。
- **福島県内の除染で発生した除去土壌等(帰還困難区域を含む。)**について、**2023年7月末時点で、累積約1,354万m<sup>3</sup>を中間貯蔵施設へ搬入。**
- **2023年6月1日から、クリーンセンターふたばへの特定廃棄物の搬入を開始。**





# 県外最終処分、再生利用の基本的考え方

- 福島県内で発生した除去土壌等については、中間貯蔵開始後30年以内(2044年度末まで)に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることと法律で規定。県外最終処分量を低減するため、政府一体となって、除去土壌等の減容・再生利用等に取り組んでいる。
- 減容・再生利用の推進に当たっては、2016年に策定し、2019年に見直しを行った「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って、具体的な取組を進めている。
- 再生利用については、飯舘村における農地造成、中間貯蔵施設内における道路盛土の実証事業を実施するとともに、環境調査研修所及び新宿御苑については、2022年12月中旬から住民説明に着手。
- 2024年度を戦略目標として、基盤技術の開発を進めるとともに、最終処分場の必要面積や構造について実現可能ないくつかの選択肢を提示することとしている。その上で、2025年度以降に最終処分場に係る調査検討・調整などを進めていく。

## ◇福島県飯舘村長泥地区での実証事業



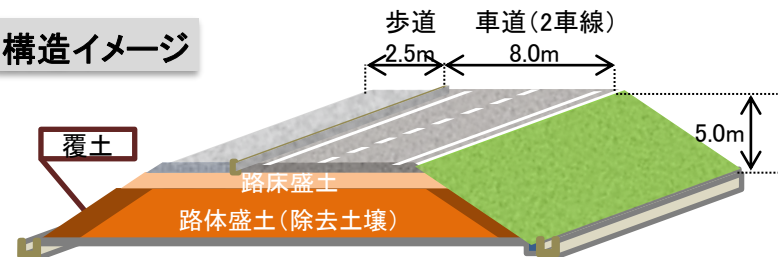
## ◇福島県内での道路盛土実証事業



### 構造イメージ



### 構造イメージ



# 最終処分・再生利用に係る理解醸成

- 県外最終処分の方針についての認知度は、**福島県内で約5割、福島県外では約2割。**
- 除去土壌の再生利用や最終処分に関する全国的な**理解醸成が必要不可欠であり、環境大臣が出席する対話フォーラムや除去土壌を用いた鉢植えの設置等の取組を全国で展開中。**
- 中間貯蔵施設の土壌貯蔵エリアや福島県飯舘村長泥地区の実証事業エリアを対象とした現地見学会を開催。
- 今年度は、新たに、5月より**IAEA専門家会合を実施。**

## 全国での対話フォーラムの実施



2023年8月19日  
対話フォーラム (@東京)の様子

これまでに全国の主要都市で  
合計9回開催。  
対話の様子はオンラインで  
公開中。



(YouTubeアーカイブ動画等⇒)

## 除去土壌を用いた鉢植え等の設置



環境大臣室

### 利用のイメージ



2023年8月7日時点で総理大臣官邸、関係省庁等、  
福島県外23施設に設置済み。

## IAEA専門家会合



水田の実証の現地視察

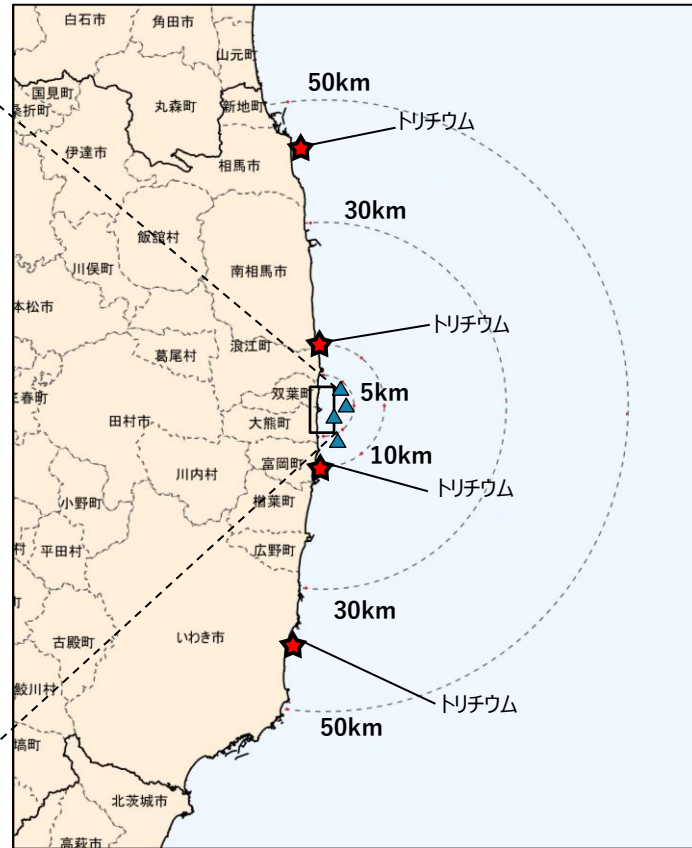


会合の様子

環境省の要請により国際原子力機関  
(IAEA)が実施。技術的、社会的な観点  
からの国際的な評価・助言が期待される。

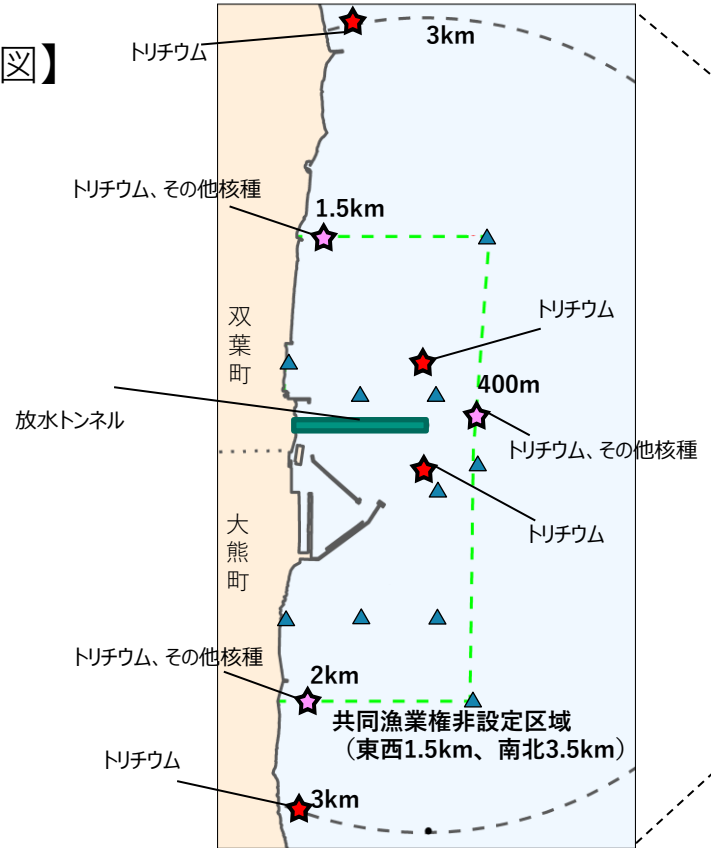
# ALPS処理水に係る海域モニタリングの結果について（1回目）

【広域図】



☆☆ : 環境省の測点  
▲ : 東京電力の測点

【拡大図】



- 8月24日（木）午後<sup>1</sup>の放出開始を受け、翌25日（金）朝に、計11か所で採水を実施。
- 分析※の結果、**11か所全てで、トリチウム濃度が検出下限値未満（7～8Bq/L未満）**であり、**人や環境への影響がない**ことを確認。本結果は、ウェブサイトやSNSでも発信。
- ※ 速報性を優先した分析。従来実施してきた検出下限値が小さい精密分析の結果は約2か月後を目途に公表予定。  
（参考）原子炉等規制法に基づく規制基準：60,000 Bq/L、WHOの飲料水基準：10,000 Bq/L  
東京電力が放出停止を判断する値：発電所から3km以内では700 Bq/L、10km四方内では30 Bq/L
- 引き続き当分の間、**毎週**海水を採取し、分析を実施。